

燃料電池自動車等の規制一元化について

1. 背景

- 現在、燃料電池自動車等の駆動用の燃料システム（容器・附属品）には、高圧ガス保安法と道路運送車両法の二法令の規制が適用され、事業者と利用者の双方に手続上の負担が生じている。
- これを踏まえ、令和4年6月の高圧ガス保安法の改正により、道路運送車両法上の車検制度等により安全を確保できるものについては、高圧ガス保安法の適用除外とすることで規制を一元化することとした。
- ※ 一元化に向けた規制の在り方の検討詳細については、令和3年度第2回車両安全対策検討会へ報告した最終報告書（参考資料1）のとおり

2. 改正概要

- 『高圧ガス保安法』の容器・附属品の検査／再検査相当の検査に係る技術基準を『道路運送車両法』体系下において規定し、型式指定、新規検査又は継続検査等において、容器・附属品の検査等も実施することとする。
- その対象範囲は、車検対象の自動車（大型特殊自動車を除く）のうち、圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車に設置される燃料装置及び原動機とする。

3. スケジュール

- 公布時期（予定） : 令和5年6月頃
 施行時期（予定） : 令和5年12月頃